

3. 総合事務所のあり方への提言 正副委員長案 最終

総合事務所の課題

総合事務所は所謂 13 区だけに設置されている。

大合併の前年にあたる平成 16 年、合併特例法に基づき「地域自治区の設置に関する協議書」が結ばれた。そこでは「市長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理するため」旧 13 町村の区域に地域自治区を設置する事が合意された。

これは旧町村での自立的な自治権を合併後も維持する事がある程度許容するという当時の為政者の意志に基づくものであり、13 区の住民としてもこれまでの権益を保持したいという意識の反映でもあった。

13 の地域自治区に設置された総合事務所は、自治基本条例に規定されている「事務所（ここでは「地域事務所」という）」と住民サービス機能を持つ「行政事務所（所謂「支所・出張所」）の権能を併せ持つ機関として「総合」をあたまたつけ総合事務所と称した。現在に至るまで 13 区の「地域自治の拠点」として位置づけられている。

平成 20 年 4 月からは地方自治法および上越市自治基本条例、上越市地域自治区の設置に関する条例に則り、合併前上越市域にも 15 区の自治区がつくられ、それぞれに「地域協議会」と「事務所」を設置されることになった。

しかし 15 区には「地域協議会」は設置されたが、「事務所」が設置されることはなかった。合併前上越市域にはすでに南（高田）及び北（直江津）出張所が設置されており、新たな支所機能を必要としていなかったこと、また地域自治区に置く「事務所」を、地域協議会の「事務局」と位置づけ、北部、中部、南部の三つのまちづくりセンターで賄えると行政側が判断したことによる。

では地域自治・住民自治の視点からの総合事務所の存在理由は何か。

自治基本条例に規定されている「事務所」の役割は、地域協議会の事務局のみの存在ではなく、地域自治・住民自治の「行政側の最前線」としての存在に位置付けられている。地域、住民の声を聞き、地域協議会のサポートをするとともに、地域とともに地域計画（ビジョン）を実現していく役割を担っている。今後は、地域予算要望についても地域とともに考えていくことになるだろう。

その役割を果たすには、現在の総合事務所は、機能、権能、能力いずれも心許ないと言わざるを得ない。総合事務所長の権能は、町村時代の町村長とは程遠く、総合事務所長が判断を下せる範疇は狭い。市民にとっては課題解決のスピードを感じにくいともいわれている。地元出身の職員が少なくなり、地域住民が親しみを持って出入りできる事務所となっていないなどの指摘もなされるところである。

13区では総合事務所の存在により合併に伴う不安が緩和されてきたのは事実であるが、総合事務所は、より機能、権能、能力を高める事が求められている。

以上課題を指摘したうえで、住民自治を支え住民要望を具現化する責任を果たす総合事務所となるためにどうすべきか、以下提言する。

提 言

◎13区の総合事務所の機能集約及び機能分担を図る事

13区の総合事務所のあり方を、行政サービスの充実と事務所機能の充実、ふたつの観点で再検討し、機能集約及び機能分担を明確にする。

（3つの基幹事務所への機能集約）

13区において、柿崎区、浦川原区、板倉区の総合事務所を基幹事務所とし、現在分散している機能のうち、3つの基幹事務所に集めることで行政サービスがより充実しかつスピードアップできるものを機能集約する。

3つの基幹事務所を、それぞれ頸北基幹事務所・東頸基幹事務所・頸南基幹事務所と呼称する。

ただ災害対策の強化と市民の安心を主目的に行われた産業建設グループの集約は、むしろ地域住民の不安を高めているとの声がある。産業建設グループの集約も含め、真に市民サービスに結びつく集約とは何か、検証かつ検討しなくてはならない。

(13 区の地域事務所及び支所の維持)

13 区の市民は遍く身近なところで行政サービスを提供してくれる総合事務所である事を望んでいる。

総合事務所という名称は、上越市自治基本条例で都市内分権を進める機関として明記されている地域事務所の役割と、行政の支所（出張所）を併せ持つ事から名付けられている。

したがって上記のように機能集約を行ったにしても、各区に「地域事務所」を残し、地域事務所プラス支所（出張所）という機能を分担し持ち続けることがふさわしい。

(所謂合併前上越市 15 区への地域事務所の設置及び支所のあり方検討)

所謂合併前上越市の 15 の地域自治区には、条例に定めるところの地域事務所が置かれず、北部、中部、南部三つのまちづくりセンターが事務所機能を果たしている。これは上越市自治基本条例に明記されている本来の姿ではない疑いがある。28 すべての地域自治区に地域事務所を設置し、地域自治・住民自治を推進するとともに、地域予算対応ができるようにすべきではないか、検討を促したい。

支所（出張所）については、行政内組織であり基本的に行政が決めることだが、15 区でのあり方を、グループ化、ブロック化を含め市民本位でその在り方を検討してほしい。

いずれにせよ総合事務所の何を集約し、何を分担維持することが市民の幸福に結びつくのか、またすべての市民が等しく行政サービスを楽しむ視点から 15 区にも地域事務所をつくるべきか、支所はどうするかなど、行政は地域自治を担う町内会、地域協議会をはじめとする団体の声を真摯に受け止めたうえで、明確に指針を示し構造改革を進めなくてはならない。

◎すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える権能を強化する事

自治基本条例にある市民と行政がともに政策決定する協働の理念を達成出来るよう、総合事務所の権能を強化し、今以上に市民に信頼される仕組みとする。

これから先各区で地域計画が策定され独自予算が組まれるとして、それは地域協議会を核とした住民自治組織だけの力ではなかなか難しい。行政スキルを持つ総合事務所の力がどうしても必要となる。すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える権能を強化する検討を行わなくてはならない。

(総合事務所の2つの権能への理解と充実を図る)

総合事務所には、「地域自治・住民自治の行政側の最前線」と「住民サービスの拠点」という二つの権能がある。その権能のあり方を、行政内、総合事務所内、さらには地域住民に理解してもらえるよう努めなくてはならない。その上でそれぞれの充実をめざす。

支所・出張所機能すなわち「住民サービスの拠点」としては、すべての市民が等しく行政サービスを享受できる仕組みを維持しつつ、機能集約と地域住民との共創・協働も活発化させながら充実を図っていく事。

(総合事務所長の権能強化)

総合事務所長の権能を強化する事。

地域の方向性を定め、独自計画及び独自予算を立てて自主自立を図る事を前提に考えると、地域協議会での集約を経たうえでの立案化、予算建、執行を行うにあたって、現在の総合事務所長の権限を大幅に強化する必要がある。

(すべての所長の権限強化)

全地域自治区に地域事務所を置く事を前提に、28区の事務所長(所謂13区においては基幹事務所長と総合事務所長)は、地域、住民、自治組織、地域協議会等の声を聞き、行政側の最前線としての的確な判断とスピード感のある対応が求められる。それに必要な権限を付与することが必要である。

(職員体制の最適化・職員能力の向上)

今以上に地域に寄り添い、住民に信頼される職員を育み、能力を高めていく事が組織最適化につながる。

適正な職員の数を確保するとともに、様々な住民組織を繋ぐ要としての役割を果たすため、職員が区の実情を熟知できるノウハウの確立、ファシリテーション力や計画策定・予算化する力などさまざまなスキルの向上が求められる。

(自治の担い手の育成)

事務所は、十分な予算と体制を用意し、地域協議会や住民組織等を育成、支援し、持続可能な地域をつくるための人材を育てていく事。

行政の押しつけでなく自主自立のまちづくりのため、地域の課題を知り、自ら考え、自ら実行する力を持ち、行政と調整する能力を発揮できる人材を、自治区内外を問わず発掘し育成していくのは、総合事務所の重要な役割と考える。

以上